

2019年1月23日 GDPR に基づく十分性認定取得！ 十分性認定取得後の GDPR 対応

～補完的ルールに基づく規程対応・実務対応、地理的適用範囲のガイドラインの分析など横断的に解説～

わたなべまさゆき
講師 **渡邊雅之** 氏 弁護士法人 三宅法律事務所
シニアパートナー 弁護士

日時 2019年3月7日(木) 午前9時30分～12時30分

2018年5月25日に、EUのGeneral Data Protection Regulations (GDPR: EU一般データ保護規則)が施行されました。

これにより、①EUに拠点(現地法人・支店・駐在員事務所)のある事業者は同拠点において管理者(Controller)としての対応、②EUの拠点のために日本で個人データの処理を行う事業者は処理者(Processor)としての対応、③EUに拠点は無いもののGDPRの域外適用を受ける事業者は管理者としての対応を、日本の個人情報保護法とのGAP分析を行った上で進めました。

GDPRの施行に伴い、プライバシー・ノーティスにどのような事項を記載すればよいか、適法な処理の根拠として同意と契約のどちらを利用すべきか、データ保護影響評価が必要な場合データ保護オフィサー(DPO)の設置の仕方など、GDPRの対応の実務が明らかになってきました。

また、EUから個人データの移転を受ける事業者は、(拘束的企業準則を適用している楽天グループを除き)①標準契約条項(Standard Contractual Clauses: SCC)による対応、あるいは②特例的に認められる根拠(「越境移転のリスク情報を提供した上でのデータ主体の同意」あるいは「契約履行のために必要」)に基づくことに対応をしています。

もっとも全くGDPR対応をしていない企業も多くあります。ここにきて、2019年1月23日に日本は欧州委員会から十分性認定を取得し、個人情報保護委員会からはその対応のための補完的ルールを公布されました。

本講演では、日本が十分性認定取得後に、日本企業としてGDPR対応をどのようにすべきかについて分かりやすく解説いたします。

1. 十分性認定と個人情報保護委員会の補完的ルール

- 十分性認定の意味合い...十分性認定は越境データ移転が認められるだけで、管理者・処理者としての義務を負う者についてはGDPR全体の対応が必要
- 標準契約条項(SCC)の対応をしていた企業はそのまま、十分性認定対応に切り替えない方がよいか?
- 特例対応(データ主体の同意・契約履行に必要)によっていた事業者は、十分性認定対応に切り替えるのはマスト?
- 個人情報保護委員会の補完的ルールへの対応
 - 上乗せ措置に対応した個人情報取扱規程・匿名加工情報取扱規程の雛型を提示 ②EUからの移転に関する「取得の経緯」の記録義務は、確認・記録義務編のガイドラインで解釈上、確認・記録が不要とされている場合も必要か ③匿名加工情報に関して、加工方法等情報も削除する対応は本当に可能か?実務的にどのような対応をすべきか
- 十分性認定と同時にされる個人情報保護法の「外国の第三者への個人データの提供」に関するEU加盟国の告示指定

2. GDPRの管理者・処理者となる場合の実務対応

- 十分性認定を取得しても管理者・処理者に該当する場合は対応が必要
 - 地理的適用範囲に関するガイドラインを分析
- 処理の原則・適法な処理
 - 「同意」と「契約」は両立しないことに注意が必要 ・従業員については「同意」を根拠にすることは困難
- プライバシー・ノーティスやCookie対応を具体的事例(Google, Amazon, Facebookほか)を収集し、ガイドラインに基づき解説
- データ主体の権利 ～データポータビリティ権についてガイドラインに基づき詳細解説
- 技術的・組織的安全管理措置...個人情報保護法とそれほど違いなし
- データ保護オフィサー(DPO)の設置に関する具体的対応...ガイドラインに基づく対応

3. 中国、米国、ロシア等の個人情報保護法制について横断的に解説

【講師紹介】東京大学法学部卒、個人情報関連の規制を専門。

関連書籍:「GDPR-EU一般データ保護規則-法的リスク対策と個人情報・匿名加工情報取扱規程」(日本法令)出版予定

※ 録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**
■後援 **金融財務研究会**
https://www.kinyu.co.jp

Facebook: <https://www.facebook.com/keichoken>
Twitter: <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog: <https://kinyu.co.jp/blog/>

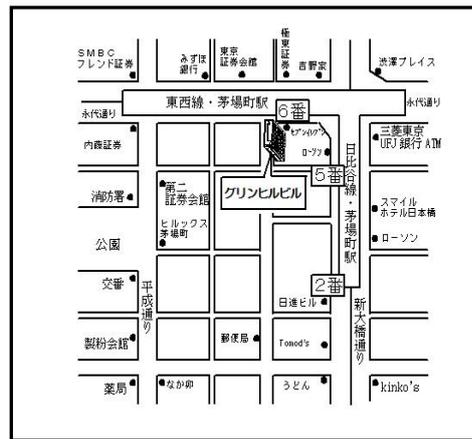


開催日

2019年3月7日(木)
9:30~12:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)



参加費

1名につき34,700円
(消費税、参考資料を含む)
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いたします。)
ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

FAX 03-5695-8005

十分性認定取得後のGDPR対応

3/7

◆参加申込書◆

2019年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい *セミナーコード* 0431 (Law-k190431)	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。